

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200023 令和4年2月4日(岩手県) 令和4年4月8日	ガスこんろ (LPガス用)	LW2261TL	株式会社ハーマン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を溶融する火災が発生した。	○グリル調理をしようと誤って近接する右こんろの点火スイッチを入れて放置していたところ、こんろ上に置かれた天ぶら鍋から出火したとの申出内容であった。 ○事故発生時、右こんろ上の鍋に入った油の量は少量であった。 ○当該製品は、前面右側の一部に焼損が認められるが、製品内部に出火に至る焼損は認められなかった。 ○当該製品は、こんろの点火及び燃焼は正常で、異常は認められなかった。 ○当該製品の調理油過熱防止装置も正常に動作し、異常は認められなかった。 ○事故発生時使用していた天ぶら鍋は、使用者が廃棄し、確認できなかった。 ○当該製品は、使用者が誤ってグリルでなく右こんろを点火したため、右こんろ上にあった天ぶら鍋の油が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用するバーナーの点火ボタンを確認して操作する。間違っていると、別のバーナーが点火して、火災や思わぬ事故の原因になる。」旨、記載されている。	
2	A202200420 令和4年7月12日(宮城県) 令和4年8月31日	ガストーチ	RZ-820BP4	新富士バーナー株式会社	(重傷・肢体不自由の後遺障害1名) 使用者(80歳代)が当該製品にカセットボンベを接続して使用しようとしたところ、カセットボンベが破裂し、負傷した。	○使用者が当該製品指定のカセットボンベを交換して初めて使用しようとしたところ、カセットボンベが破裂して右手を負傷した。 ○当該製品に傷や変形等の異常は認められなかった。 ○事故発生時に装着されていたカセットボンベの同等品を当該製品に装着し動作確認したところ、ガス漏れはなく正常に点火及び消火した。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202200447と同一事故)
3	A202200551 令和4年10月6日(東京都) 令和4年10月17日	ガスこんろ(都市ガス用)	JT-610WV-60GK	株式会社パロマ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の左こんろにフライパンを載せて調理を開始し、2～3分経過したところで当該製品から警報音が鳴動したため確認すると、左側の火力調節レバーの隙間から火が出ているのを発見した。 ○左こんろの器具栓と操作ボタンを連結する樹脂製部品とのねじ締め部分に締め込み跡が付いておらず、器具栓と樹脂製部品の嵌合部において、樹脂製部品の凸部の角に削れた跡が認められた。 ○当該製品の左こんろの点火不良のため、事故発生日の前日に、修理業者が器具栓と操作ボタンを連結する樹脂製部品を交換していたが、ガス漏えい検査等を実施していたか確認できなかった。 ○当該型式品の部品交換マニュアルには、「二次側のガス漏えい検査は、燃焼状態で検査する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、修理業者が左こんろの器具栓と操作ボタンを連結する樹脂製部品を交換した際に、正常に組み付けられていなかったため、当該製品の左こんろを使用中にガス漏れが生じて引火し、出火に至ったものと推定される。	
4	A202200906 令和5年1月28日(愛知県) 令和5年2月3日	石油ストーブ(開放式)	RB-25M	株式会社トヨミ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、円筒形の対流式石油ストーブで、ガード下の外郭塗装が焦げており、ガラス外筒内側及び天板裏面にすすが付着していた。 ○しん調節器の上にセットされる外炎筒には、多量のすすが付着していた。 ○しん調節器に異常はなく、しんの高さは仕様どおりで、しん先端にタール等の異物は認められなかった。 ○当該製品は燃焼が可能で正常に燃焼したが、外炎筒をしん調節器に正しくセットせず、位置がずれた状態で燃焼すると、炎が伸びてすすが発生した。 ○当該製品の外炎筒がしん調節器に正しくセットされていなかったが、正しくセットされていなかった原因の特定はできなかった。 ○取扱説明書には、「点火操作前に外炎筒つまみを左右に2.3回動かし、燃焼筒が正しくしん調節器にセットされているか、燃焼筒のすわりを必ず確かめる。燃焼筒が正しくセットされていないと、異常燃焼し、火災になるおそれがある。」旨、警告記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、外炎筒がしん調節器に正しくセットされていなかったため、不完全燃焼が生じてすすが発生したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A202200962 令和5年1月28日(愛知県) 令和5年2月17日	石油ストーブ(開放式)	RCA-37	株式会社トヨミ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、左右側面及び背面が焼損していたが、前面の焼損はわずかであった。 ○カートリッジタンクは口金が締まっており、変形等の異常は認められなかった。 ○燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○火力調節つまみ及びしんは、緊急消火装置が作動した位置にあった。 ○しんにタール付着等の異常は認められなかった。 ○使用されていた燃料は灯油であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A202201022 令和5年2月23日(福岡県) 令和5年3月8日	石油温風暖房機(開放式)	FH-WX5712BY	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、電源コード直上の温風空気取入口及び燃焼空気取入口が焼損していた。 ○当該製品内部のファンモーター、制御基板等の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められず、バーナーユニット等の燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のカートリッジタンクに燃料漏れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品の電源コードに、取出口から約3.5cmの箇所 で断線が認められた。 ○電源コードの断線部は被覆が焼失して芯線が露出しており、溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードの芯線が断線し、異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A202300070 令和5年4月21日(広島県) 令和5年4月28日	密閉式(FF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-1620WZ-FFA-2(タカラベルモント株式会社ブランド: 型式EX-331F3)	株式会社ノーリツ(タカラベルモント株式会社ブランド)	(火災) 建物2棟を全焼する火災が発生した。	○当該製品及び同社製類似品が設置された建物に隣接する木造建物2棟が全焼した。 ○事故発生場所において、当該製品及び同社製類似品が設置された建物と木造建物が300mmの距離で隣接しており、給排気筒トップはいずれも隣接する木造建物に向けた状態で設置されていた。 ○当該製品は事故発生後も使用でき、運転機能に異常は認められなかった。 ○当該製品の設置説明書には、「前方の壁が可燃物の場合、600mm以上の距離で設置する。」旨、記載されている。 ○当該製品及び同社製類似品の詳細な使用状況は不明であり、いずれが火災の原因となったのか特定できなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品及び同社製類似品の給排気筒トップが、隣接する建物に向けて約300mmの位置に設置されていたため、高温の排気により隣接する建物の木造部分が長期間加熱され出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300071と同一事故)
8	A202300071 令和5年4月21日(広島県) 令和5年4月28日	密閉式(FF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-3210WZ-FF-2(タカラベルモント株式会社ブランド: 型式EX-350F3)	株式会社ノーリツ(タカラベルモント株式会社ブランド)	(火災) 建物2棟を全焼する火災が発生した。	○当該製品及び同社製類似品が設置された建物に隣接する木造建物2棟が全焼した。 ○事故発生場所において、当該製品及び同社製類似品が設置された建物と木造建物が300mmの距離で隣接しており、給排気筒トップはいずれも隣接する木造建物に向けた状態で設置されていた。 ○当該製品は事故発生後も使用でき、運転機能に異常は認められなかった。 ○当該製品の設置説明書には、「前方の壁が可燃物の場合、600mm以上の距離で設置する。」旨、記載されている。 ○当該製品及び同社製類似品の詳細な使用状況は不明であり、いずれが火災の原因となったのか特定できなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品及び同社製類似品の給排気筒トップが、隣接する建物に向けて約300mmの位置に設置されていたため、高温の排気により隣接する建物の木造部分が長期間加熱され出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300070と同一事故)
9	A202300371 令和5年7月25日(茨城県) 令和5年7月28日	カセットこんろ	CB-SLG-1(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者は、台所で当該製品を用いて食材を焼いて消火し、その10分後に再点火した際に、当該製品に装着していたカセットボンベが破裂したとの申出内容であったが、当該製品の設置場所及び台所にあったガスこんろの作動状況等、事故発生時の詳細な使用状況は不明であった。 ○当該製品は、上面板、遮熱板及び容器カバーが大きく変形して損傷していた。 ○底面板外側にひび割れ及び変色が認められ、また、ガスこんろのごとくの爪と対応する放射状の打痕6点及びゴム製脚4か所の溶融が認められた。 ○カセットボンベは、当該製品指定のものが使用されており、破裂して上部(ステム側)と胴体部の嵌合が外れていた。 ○当該製品には、カセットボンベ圧力が0.4〜0.6MPaになった場合、ボンベが外れて消火する圧力感知安全装置が搭載されていた。 ○取扱説明書には、「他の熱源の上で、使用や保管をしない。」、「ボンベが過熱する場所では使用しない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の底面板外側に外部からの熱による痕跡が認められ、当該製品に出力の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A202300566 令和5年8月26日(北海道) 令和5年9月26日	石油ストーブ(密閉式)	FFR-563SX S	サンボット株式会社(現 株式会社長府製作所)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生日の3か月前から使用されておらず、当該製品には布製カバーが掛けられていた。 ○当該製品は、常時、電源プラグをコンセントに接続し、油タンクの送油バルブは開いた状態であり、事故発生当時、当該製品に掛けられた布製カバーから出火していた。 ○当該製品の外観は、前面の一部及び側面に焦げが認められたが、その他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、布製カバーを掛けた状態で運転スイッチが押されたため、点火した後、熱放射面に接触していた布製カバーに着火し事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「可燃物近接厳禁。長期間使用しない時は電源プラグを抜き油タンクの送油バルブを閉じる。」旨、記載されている。	
11	A202300631 令和5年9月24日(大阪府) 令和5年10月19日	カセットボンベ	CB-250-OR	イワタニカートリッジガス 株式会社	(火災) 当該製品をガストーチに 装着して点火したところ、 当該製品から発火する火 災が発生した。	○使用者が当該製品を接続したガストーチで食材をあぶっていたところ、接続部から漏れたガスに引火した。 ○当該製品に、ガスを再充填したところ「シューツ」というガス漏れの音が聞こえ、水中に沈めて確認したところ、気泡の発生が認められた。 ○当該製品は、内部のステムパッキン(NBR製)に亀裂が認められ、割れ方がオゾン劣化特有の形状になっていた。 ○当該製品は、ステムパッキンがオゾン劣化していることから、店舗または購入後に車庫内や空気清浄機が稼働している室内等、オゾン濃度が高くなるような環境で保管されていた可能性が推察された。 ○当該製品が接続されていたガストーチは、ガス漏れに至るような異常は認められなかった。 ●当該製品は、内部のステムパッキンにオゾン劣化で生じたと推察される亀裂が認められたことから、亀裂から漏れたガスにガストーチの火が引火したものと考えられるが、当該製品の保管環境が不明のため、オゾン劣化した原因の特定には至らなかった。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件
(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型 式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1						該当なし	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200180 令和4年5月18日(神奈川県) 令和4年6月10日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂製外郭は焼損、炭化した台座部分を除いて焼失していた。 ○制御基板のフィルムコンデンサーに、外装ケースに一部穴空き及び変形が認められたが、炭化、焼損等の異常は認められなかった。 ○転倒時オフスイッチの固定接片部が確認できなかったが、対応する可動接点に熔融等の異常は認められず、樹脂製外郭は一部残存していた。 ○電源プラグは、片方の栓刃が根元から内側に曲がっていたが、栓刃に熔融、欠損等の異常は認められなかった。 ○電源スイッチ、ヒーター及びモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202200440 令和4年8月23日(福岡県) 令和4年9月6日	除湿乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、背面下方から炎が上がっていた。 ○当該製品背面下部にある電源コードプロテクターの根元付近の焼損が著しく、当該箇所には断線が認められた。 ○電源コードプロテクターの断線部には、電源コード芯線のねじれ及び断線部近傍に熔融痕が認められた。 ○電源プラグの栓刃の片方に変形が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードプロテクター部に繰り返し屈曲等の外力が加わったため、電源コード内部の芯線が断線し、異常発熱により本体外郭樹脂が発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「持ち運び時や収納時に電源コードを引っ張らない」、「電源コード・プラグを破損するようなことはしない」旨、記載されている。	
3	A202200517 令和4年9月28日(北海道) 令和4年10月3日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者によると、事故発生日に当該製品を充電していたところ、当該製品から出火して周辺を焼損したとの申出内容であった。 ○当該製品背面のガラス製外郭は、リチウムイオン電池セルの実装位置に熱変色が認められた。 ○電池セルは、アルミラミネートフィルム外装及び電極体が焼損しており、電極体を展開したところ、電池セルのタブリードと反対側の負極エッジ部を起点に放射状のしわが確認された。 ○当該製品の基板、配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の3年前、使用者の家族が当該製品を分解して、インターネット通販で購入した事業者不明のバッテリーに交換していた。 ○取扱説明書には、「バッテリーは端末に内蔵されているため、取り外すことができない。バッテリーを自分で取り外さない。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者の家族が当該製品を分解して交換した事業者不明のバッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A202200896 令和4年12月8日(香川県) 令和5年2月1日	照明器具(灯籠)	(火災) 当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○段ボール製祭壇の両サイドに設置した当該製品の電源プラグをコンセントに差して点灯した際に、うずまき線香にも着火したが、部屋を出る際に火は消したとの申出内容であった。 ○左右一對の当該製品は、祭壇に向かって左側の灯籠に焼損はなく、右側の灯籠と段ボール製の祭壇が焼損していた。 ○焼損していた右側の灯籠は、中央から一方の焼損が著しく、反対側には焼損していない箇所が確認されたこと、事故発生場所の壁のすずの付着状況から、焼損が著しい箇所は祭壇側である可能性が高いものと判断された。 ○新品の同等品を用いて、回転筒が回転しない状態及び電球に接触する状態を再現した結果、回転筒や電球上部表面の温度は、回転筒フィルムの発火温度には至らなかった。 ○当該製品の電球部及びソケット部に、スパーク痕等の局所的な発熱痕は認められなかった。 ○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、断線箇所は通常使用で外力が加わらない位置であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202200726と同一事故)
5	A202200958 令和5年1月30日(福岡県) 令和5年2月16日	携帯電話機	(火災) 当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は折りたたみ型の携帯電話機であり、事故発生時は台所で充電台に置いて充電中だったとの申出内容であった。 ○当該製品は外観上、弱電回路部である液晶画面、操作ボタン及び充電端子付近の樹脂製外郭が焼損していたが、その他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品内部の充電端子付近にあるアンテナ回路に焼損が認められた。 ○当該製品に内蔵されていたバッテリーに焼損等の異常は認められず、正常に充電する状態だった。 ○当該製品の充電台にすずの付着等はなく、事故発生時に当該製品が置かれていた形跡が認められなかった。 ○充電台は電子レンジの近くに置かれており、当該電子レンジ庫内には異臭及び溶融した樹脂の付着が認められた。 ○類似機種を電子レンジで加熱する再現実験を実施した結果、当該製品の焼損状態と近似した箇所に焼損が認められた。 ○取扱説明書には、「電子レンジ、IH調理器などの加熱調理器、圧力釜などの高圧容器に入れたり、近くに置いたりしない。火災、やけど、けが、感電などの原因となる。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電子レンジ等の外部エネルギーにより焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A202200960 令和5年1月20日(東京都) 令和5年2月17日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転落し、負傷した。	○使用者は、砂利が敷き詰められたやや傾斜した地面に設置された当該製品の天板に乗り作業していたところ、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品の支柱の1本が最下段の踏ざんととの接合部近傍で破断しており、破断部の側面が内側に変形していた。 ○支柱の破断面の全周に渡ってディンプル(延性破壊)が認められた。 ○各支柱の寸法、肉厚、強度及び硬度に異常は認められなかった。 ○本体表示には、「不安定な場所で使用する時は、支柱の下にあて板等を置き、安定していることを確かめ使用する」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度等に異常は認められず、支柱端部が通常使用における荷重方向と異なる内側方向に破損していたことから、使用者が作業中にバランスを崩して転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A202200990 令和5年2月21日(神奈川県) 令和5年2月28日	ポータブル電源(リチウムイオン)	(火災) 事業所で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、蓋付きの他社製樹脂製ケースに収納して工事現場である砂防ダムに数日間置いていたところ、事故発生の2日前、降雨により通線用に空けていた穴から浸水して水没し、動作しなくなっていたため、修理を依頼しようとして事業所の居室で保管中に出火した。 ○当該製品の樹脂製外郭は取っ手部分を除き全て焼失していた。 ○バッテリーは、リチウムイオン電池セル同士を接続する連結板の大半及び充放電を制御する基板が確認できず、確認できた連結板には溶融痕が認められた。 ○バッテリーに内蔵されている電池セル60個は著しく焼損し、外装缶には開裂及びさびが認められた。 ○メイン基板及びインバーター基板は著しく焼損し、充放電を制御するBMS基板は確認できなかった。 ○同等品を用いた再現実験の結果、バッテリーの連結板が溶融した。 ●当該製品は、水没状態になったため、製品内部に浸入した水分の影響によりバッテリー部付近で異常発熱して出火したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「火災の原因になるため、水等の液体を入れたり、ぬらさない。」旨、記載されている。	
8	A202201031 令和5年2月28日(広島県) 令和5年3月13日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品ごと車道に転倒し、自動車に衝突されて死亡した。	○当該製品は、発進、停止、ハンドル操作等の走行機能に異常は認められなかった。 ○使用者が事故発生時に走行していた歩道は、車道より路面が高く、進行先の幅が狭くなっており、路面に段差等があった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の走行機能に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A202300046 令和5年3月15日(東京都) 令和5年4月20日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○事故発生当時の状況を使用者は覚えておらず、目撃者もいなかったため詳細は不明である。 ○当該製品のタイヤは、幅が28mmのタイヤから幅25mmのタイヤに前後輪ともに交換されていた。 ○当該製品の後輪のクイックリリースのレバーが開いた状態であったが、後輪にがたつきがあった痕跡は認められなかった。 ○当該製品の前ブレーキは、ブレーキブロックがリムに少し干渉して回転性が阻害された状態であった。 ○チェーンの磨耗並びにクランク及びボトムブラケットのガタつきはなく、変速機の調整は適正で変速動作に異常は認められなかった。 ○ハンドル部にある前ブレーキ用レバーが内側に向いていたが、車体の損傷、フレームの変形等、異常は認められなかった。 ○当該製品の後輪クイックリリースを閉めて実走検証を行ったところ、操作安定性、制動機構及び変速機構に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A202300062 令和5年4月21日(東京都) 令和5年4月26日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は、付属品のACアダプターよりも出力電圧が高い他社製ACアダプターでバッテリーを充電していた。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製本体、ダストカップ及びバッテリー外郭は原形をとどめていなかった。 ○バッテリー内部のリチウムイオン電池セル6個は、封口体が外れて電極体が飛び出し、正極板及びセパレーターは確認できなかった。 ○当該製品付属のACアダプターのDC出力電圧26V、電流0.8Aに対し、事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターのDC出力は42V、1.5Aであった。 ○同等品のバッテリーを、他社製ACアダプターに相当する電圧と電流で充電を行ったところ、充電制御機能は異常を示さず、正常電圧で充電停止したが、制御基板に実装されたダイオードは著しく発熱した。 ○本体のモーター巻線及びモーター制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、出力電圧電流の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの制御基板に実装されたダイオードに高電流が流れて異常発熱したことで、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「専用のACアダプター以外は使用しない。火災の原因になる。」旨が記載されており、バッテリー外郭両面にも「専用のACアダプター以外で充電しない」旨の危険表示が、本体に装着された状態で視認できる位置に記載されている。	
11	A202300162 令和5年5月8日(京都府) 令和5年5月29日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、左肩を負傷した。	○使用者は、当該製品をこぎ始めた際に前ギヤのチェーンが外れたため、バランスを崩して転倒した。 ○当該製品を用いて、事故発生時と同じギヤの調整状態(前ギヤがアウト位置、後ギヤがトップ位置)で当該製品のペダルを強く踏んだところ、チェーンが前ギヤから外れることが確認された。 ○当該製品のフレームは、後爪の内側間隔の振分け中心の差やチェーンステアとリムの左右間隙などの精度が社内規格を満たしていた。 ○当該製品のギヤクランクの横振れは、JIS D9301:2019「一般用自転車」J5.6.4.6「ギヤ板及びクランク軸アセンブリの歯底部の振れ」の規格値を満たしていた。 ○当該製品のチェーンに顕著な摩耗は認められなかった。 ○フロントディレーラは、調整マニュアルの推奨値を満たしておらず、リヤディレーラは、トップ側でガイドブリーが正常位置よりも外側にずれていた。 ○フロントディレーラを正常な状態へ調整し、事故発生時と同じギヤ条件でペダルを強く踏んだところ、チェーンは外れなかった。 ○当該製品は、半完成状態(7分組)で輸入事業者から販売店へ納品されており、販売店がクイックハブの前輪、サドル、ペダル、ヘッド及びハンドルを組付けて完成品にし、ブレーキと変速機の最終調整を行っていた。 ●当該製品は、販売店でのディレーラ調整に不備があったため、使用者がペダルを強く踏んだ際にチェーンが外れ、バランスを崩して転倒したものと推定される。	
12	A202300170 令和5年5月27日(埼玉県) 令和5年5月30日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、踏切内で列車にはねられ死亡した。	○当該製品は、機体前方が大きく破損し、左駆動輪がフレームに干渉して車輪が回らない状態であった。 ○当該製品の駆動部の動作確認をしたところ、アクセルレバーを握り込むとモーターが回転し、アクセルバーから手を離すと電磁ブレーキが作動し、異常は認められなかった。 ○当該製品のコントロールユニット、モーター及びバッテリーを別の機体に載せ換えて走行させたところ、走行性能に異常は認められなかった。 ○製造事業者とレンタル事業者は、レンタル開始時に運転指導や使用者の住居環境で走行する際の注意事項を確認する「安全運転指導」を、使用者立会いで直接実施しており、踏切を安全に横断できることを確認していた。 ○当該製品は、事故発生の12日前に製造事業者による点検整備が実施されており、シートの変形やがたつき、ハンドル操作、アクセルやブレーキの作動状況、走行性及び充電状況に異常は認められなかった。 ○事故発生以前のエラー記録及び走行記録を確認した結果、事故につながる異常は記録されていないかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A202300209 令和5年5月27日(福岡県) 令和5年6月12日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、川へ転落し、死亡した。	○ガードレールが設置されていないコンクリート舗装された河川の堤防上の土手道を当該製品で走行中、使用者が当該製品とともに約4m下の川岸に転落したとの申出内容であった。 ○当該製品はハンドルポストが後方に変形し、前シールド、前カバー、ヘッドライト等の車体前方の部品が破損しており、底面には転落時にコンクリートと接触したとみられる傷跡があり、前進状態で転落したと推定される方向にコンクリート粉が付着していた。 ○当該製品の動作確認及び実走行試験を実施したところ、操作部の各スイッチ及びアクセルレバーの動作、電磁ブレーキ及び手動ブレーキの作動状態、並びに制動力に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A202300231 令和5年6月8日(静岡県) 令和5年6月20日	エアコン(室外機)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品の外観は、正面から見て左側が焼損しており、樹脂製ファンカバー及び左側の樹脂製台座が焼失していた。 ○ファンモーターは焼損していたが、ローターは正常に回転し、内部の基板に焼損は認められなかった。 ○制御基板、コンプレッサー、四方弁コイル等、その他の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
15	A202300240 令和4年6月※不明(神奈川県) 令和5年6月22日	自転車	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、前輪が外れ、転倒し、負傷した。	○当該製品の前ホークは、前後逆方向に誤って組み付けられていたが、前輪脱輪防止機構である前ホークつめの溝によって、クイックリリースレバーが解除されていても直ちに脱輪には至らない構造であった。 ○当該製品は前ホーク、前輪及びクイックリリースのシャフトが変形していた。 ○当該製品の前輪クイックリリースレバー及び前ホークつめの前輪脱落防止機構段差には機能上の不具合は認められなかった。 ○前ホークつめには、ロックナット、調整ナット及びハブ軸と擦れ合って摩耗した痕跡が認められた。 ○クイックリリースのカムレバーの固定時と解除時の緩みは、前ホークつめの前輪脱落防止機構の段差の高さを超えないものであった。 ○同等品を用いて、前輪の保持について調査した結果、JIS D 9301:2019「一般用自転車」5.5.1.4 車輪の保持の基準を満たしていた。 ●当該製品に異常は認められないことから、前輪のクイックリリースの固定が緩んだ状態で走行していたため、前輪が外れたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「乗車前には必ずクイックリリースレバーが固定されていることを確認する。乗車時の振動等で緩みが発生し、固定力が弱くなると乗車中に車輪が外れる可能性があります危険である。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A202300254 令和5年4月30日(岐阜県) 令和5年6月23日	ユニットバス	(重傷1名) 当該製品の壁を清掃中、 右手指を負傷した。	○当該製品は、ほうろう製の壁面の一部(手すり付近)がはく離し、鋭利な状態になっていた。 ○事故発生場所に設置されていた機種のシャワーヘッドで当該製品の壁面に衝撃を加えたところ、はく離は認められなかった。 ○同等品を用いて、壁面に工具で衝撃を加えたところ、当該製品のはく離部と酷似したはく離が認められた。 ○事故発生場所に当該製品を設置した直後の状態を撮影した写真を確認すると、壁面にはく離は認められなかった。 ○当該製品設置後から事故発生までの間に業者による浴室での作業があったか否かについては不明であった。 ●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の取付け後、壁面に通常想定される以上の外力が加わって一部がはく離したため、はく離部で指を切ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	
17	A202300264 令和5年6月8日(三重県) 令和5年6月29日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品をコンセントに接 続していたところ、異臭が したため確認すると、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生していた。	○当該製品は、スライド式電源スイッチが切の位置で電源スイッチボタン周辺が焼損していたが、その他の箇所に焼損は認められなかった。 ○電源スイッチは、樹脂製外郭が焼損して穴が空き、端子間が導通しており、隣接して設置されていたメインスイッチの入力側固定接点金具及び強風用スイッチの出力側固定接点金具が溶融していたが、各固定金具に対応する可動接点金具に溶着や、接点荒れ等の異常は認められなかった。 ○ヒーター、モーター、基板等のその他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○本体外郭の内側には、黄色い液状の付着物等が認められた。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源スイッチ内部に液体が浸入してトラッキング現象が発生し、異常発熱して焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A202300268 令和5年5月12日(東京都) 令和5年6月30日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品の庫内の電子レンジ 加熱式保温具を焼損する 火災が発生した。	○当該製品で加熱式保温具を500W、2分設定で温めている最中に、途中で1時間ほど寝てしまい、気付いたら焼損していたとの申出内容であった。 ○当該製品は庫内及びターンテーブルが焼損しており、外観は吸排気口及び天面の一部にすすの付着が認められたが、その他外観上の異常は認められなかった。 ○当該製品内部の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○事故発生後も当該製品は動作が可能であり、当該製品にて動作確認を行ったところ、正常に運転し、タイマー機能に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A202300285 令和5年6月2日(福岡県) 令和5年7月5日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、フェンスに衝突し、転倒、右膝を負傷した。	○家人(父親)によれば、使用者は、当該製品に乗車中、横断歩道手前で一旦停止後、安全を確認してペダルを踏み出した際、急に飛び出したため、ハンドルを握ったままブレーキを掛けられずに、横断歩道及びその先の歩道(計7.5m)を突っ切って、フェンスに衝突したとの申出内容であった。 ○当該製品を用いて、事故発生現場で発進及び走行を繰り返し試験した結果、異常な急発進をすることはなく、暴走等の異常な現象は認められなかった。 ○当該製品は、前後ブレーキの制動力のほか、内部配線及び制御基板等に異常は認められず、電動アシストユニット内に水浸入の痕跡も認められなかった。 ○当該製品に記録されたエラー履歴には、急発進や暴走につながるようなアシスト機能のエラー記録は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
20	A202300322 令和5年6月15日(京都府) 令和5年7月14日	靴	(重傷1名) 作業場で当該製品を履いて作業中、倒れてきた板が当たり、右足を負傷した。	○使用者は、工場の作業場でステンレス板を保管棚から出そうとした際、倒れてきた別のステンレス板(重さ約11kg)が当該製品を履いた右足を直撃した。 ○当該製品は、つま先側を樹脂製の芯で覆った安全靴であり、プロテクティブスニーカー規格:JSAA1001 普通作業用(A種)の型式認定品である。 ○当該製品の芯をX線透視で確認したところ、損傷は認められず、つま先上方を覆う部分の寸法が同規格の基準を満たしていた。 ○ステンレス板が直撃したと推定される甲被の位置には、裂け等の異常は認められなかった。 ○当該製品の甲被及び芯に損傷が認められなかったこと、芯の保護範囲、中敷きに残された指跡から判断すると、芯で保護されていない箇所にステンレス板が落下したと考えられた。 ●当該製品は、芯で保護されていない箇所に倒れてきたステンレス板が直撃したため事故に至ったと考えられ、芯の保護範囲は基準を満たしていることから、製品に起因しない事故と推定される。	
21	A202300360 令和5年7月9日(東京都) 令和5年7月26日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の室内機は、事故発生時に使用されていなかった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、熱交換器のアルミフィン、プロペラファン及びファンガードが焼失していた。 ○基板は全体的に著しく焼損していたが、基材に欠損はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、圧縮機、端子台、内部配線等、その他電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A202300400 令和5年6月9日(東京都) 令和5年8月4日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 商業施設で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、販売前の製品であり、他社製ACアダプターを接続して初回の充電を始めたところ異音や異臭が発生しており、その後に別の同型式品に交換して充電を開始しても同様な事象が発生して、合計4台の同型式品が充電できなくなった。 ○当該製品を含む4台の同型式品の外観及び内部の制御基板、リチウムイオン電池セルに焼損等の異常は認められなかったが、いずれも基板上の制御用ICが焼損していた。 ○制御用ICの入力電圧の最大定格はDC6Vであり、マイクロUSB入力端子から定格を超過するDC6.5～9Vを印加した場合は保護機能により電流を遮断したが、10Vでは電流が遮断されず、IC表面の温度は10分程度で90℃を超えた。 ○事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターは、電源プラグの抜き挿しを繰り返すたびにDC8～10Vの電圧を出力することがあった。 ●当該製品は、接続していた他社製ACアダプターから過電圧が入力されて故障した制御用ICが異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
23	A202300430 令和5年6月25日(千葉県) 令和5年8月18日	折りたたみ椅子(レジャー用)	(重傷1名) 店舗で当該製品に着座しようとしたところ、着座し損ね、臀部を負傷した。	○当該製品は、布とフレームで構成された2人掛けの折りたたみ椅子である。 ○店舗に展示されていた当該製品に1人が座っている状態で、使用者がその隣に座ろうとした際、腰を下ろし損ね、床に尻もちを付いて転倒したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は座面の破れ、フレームの変形等は認められず、フレームの開閉動作及びフレームのがたつき等に異常は認められなかった。 ○当該製品に成人男性1人が座っている状態で、隣に成人男性が座る再現試験を行ったところ、転倒に至るような事象は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
24	A202300443 令和5年8月4日(東京都) 令和5年8月24日	電動車いす(ジョイスティック形)	(重傷1名) 当該製品を使用中、駅のホームから転落し、負傷した。	○使用者は、駅のホーム上で、駅員の誘導により乗車位置へ向かうために走行していた際、操作を誤ってホーム下に転落したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ジョイスティックのノブ及び右アームカバーの脱落、左前輪フェンダーの変形、かご背面の亀裂が認められた。 ○当該製品のジョイスティックの方向操作及び速度調整、安全装置に異常は認められず、ジョイスティックから手を離すとブレーキが作動した。 ○当該製品の動作ログ及びエラーログに動作異常及びエラーを示す履歴は認められなかった。 ○当該製品は、納品時にレンタル事業者が使用者へ操作説明を実施し、操作状況及び身体との適合状況に問題がないことを確認した。 ●当該製品の動作等に異常は認められなかったことから、使用者が乗車中に当該製品の操作を誤ったため、駅のホームから線路に転落したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A202300496 令和5年8月25日(滋賀県) 令和5年9月7日	介護ベッド用手すり	(死亡1名) 使用者(90歳代)が当該製品の上部に身体がぶら下がっている状態で発見され、死亡が確認された。	○使用者は、当該製品の手すり上部で体をくの字に折り曲げ、ぶら下がった状態で硬直しているところを発見されたが、当該製品に身体が挟まれている様子は認められなかった。 ○当該製品に変形や破損は認められなかった。 ○当該製品が取り付けられていた介護ベッドは、JIS T 9254:2015「在宅用電動介護用ベッド」の適合品であった。 ○事故発生時に使用されていた介護ベッド及びマットレス(厚さ100mm)は、当該製品を組み付けた状態において、JIS T 9254:2015の7.2.2「利用者の不意の落下に対する保護」で規定された「圧縮されていないマットレス上面からサイドレール上棧の高さが220 mm以上」の基準を満たしていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
26	A202300510 令和5年8月8日(愛知県) 令和5年9月12日	延長コード	(火災) 当該製品に他社製の延長コードを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は屋外コンセントに接続され、三口タップ部分が玄関前の軒の柱に固定され、タップ部に他社製延長コードが接続されていた。 ○当該製品は、三口タップ部分が焼損し、一口の刃受金具は両極とも溶融していた。 ○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた他社製延長コードは、電源プラグが焼損し、栓刃は両極とも埋め込み根元近くで溶断して焼失していたが、芯線カシメ部に溶融痕等の異常は認められなかった。 ○当該製品の取扱説明書には、「屋内用である。水の掛かりやすい場所、湿気の多い場所で使用しない。」旨の注意表示があった。 ●当該製品は、屋外で使用されていたため、当該製品に接続されていた他社製延長コードの電源プラグの栓刃間に水分等が浸入し、トラッキング現象が生じた影響で延焼したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300511と同一事故)
27	A202300511 令和5年8月8日(愛知県) 令和5年9月12日	延長コード	(火災) 当該製品を他社製の延長コードに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、屋外コンセントに接続された他社製延長コードの三口タップに接続され、三口タップは玄関前の軒の柱に固定されていた。 ○当該製品は、他社製延長コードの三口タップに接続されていた電源プラグが焼損し、栓刃は両極とも埋め込み根元近くで溶断して焼失していた。 ○栓刃の芯線カシメ部に溶融痕等の異常は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製延長コードは三口タップが焼損し、一口の刃受金具は両極とも溶融していた。 ●当該製品は、他社製延長コードに接続された状態で屋外使用されていたため、電源プラグの栓刃間に水分等が浸入し、トラッキング現象が生じて出火したものと推定される。 なお、こん包袋の注意表示には、「ほこり、湿気の多い場所では、プラグを長時間差した状態で放置しない。」旨、記載されている。	(A202300510と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A202300517 令和5年9月1日(東京都) 令和5年9月13日	ヘアドライヤー	(火災) 入浴施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部から発火する火災が発生した。	○当該製品は、不特定多数が使用する大型入浴施設に設置され、電源コードを保護するコードプロテクターは、事故発生前から破断した状態で使用されていた。 ○当該製品は、電源コードのコードプロテクターが本体根元から破断しており、当該破断部に位置する電源コードが焼損していた。 ○電源コードは、両極の芯線が断線し、芯線の一部に炭化が認められた。 ○本体に焼損は認められず、モーター、ヒーター等、その他の電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードのコードプロテクターが繰り返し使用による屈曲により破断した状態で、使用が継続されたため、電源コードが断線、スパークして出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コード、電源プラグの根元部分が変形、傷んでいることが確認されたときは使わない。火災、火傷、短絡、感電の恐れがある。」旨、記載されている。	
29	A202300522 令和5年8月14日(兵庫県) 令和5年9月14日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、支柱が曲がり、転倒、右腕を負傷した。	○使用者は、自宅玄関先の傾斜及び凹凸のあるコンクリートブロック面に、伸縮脚を伸ばした状態の当該製品を設置し、天板を含む上から2段目か3段目の踏ざんに両足で乗って作業していたところ、当該製品の支柱が突然曲がったため転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、緑化ブロックが敷かれた面に設置されており、がたつきのないよう伸縮脚は調整されていたが、水平状態の調整はされていなかった。 ○当該製品は、昇降面の左側支柱が最下段の踏ざん取付金具上部で内側に折れており、昇降面の右側支柱が下から1段目と2段目の踏ざんの中間あたりから外側に変形していた。 ○当該製品の支柱寸法、厚み、硬さは、社内基準を満たしていた。 ○同等品を用いて、SG基準CPSA0015「住宅用金属製脚立」の強度試験を実施した結果、変形などの異常は認められなかった。 ○同等品を横倒しにして高さ80cmの箇所に立てかけた状態で、右側支柱の最下段の踏ざん近傍に高さ1.65mから30kgの重りを落下させる試験を行ったところ、支柱及び踏ざんの変形が当該製品の破損状況に酷似していた。 ●当該製品は、支柱の寸法、厚み、硬さに異常は認められず、支柱が内側に折れていることから、不安定な場所に当該製品を設置していたため使用者が作業中に当該製品がバランスを崩して転倒し、転落した使用者の身体が支柱に接触したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「段差や凹凸があって安定しない場所には設置しない。」「支柱から身体を乗り出さない。」旨、記載している。	
30	A202300529 令和5年8月22日(佐賀県) 令和5年9月15日	バッテリー(リチウムイオン、ファン付衣類用)	(火災) 高速道路で当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セル全5個が高速道路の中央分離帯で発見され、樹脂製外郭ケースが中央分離帯付近の路上で発見されており、電池セル5個は路上に散在していた。 ○外郭ケースは破損して、上下の嵌合部が分離していたが、熔融や焼損は認められなかった。 ○電池セルは5個のうち2個が焼損し、電極体に著しい焼損が認められた。 ○残りの電池セルに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、高速道路の路上に落下した際の衝撃等により外郭ケースが破損して内蔵のリチウムイオン電池セルが飛散し、その衝撃で電池セルが内部短絡して異常発熱し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A202300531 令和5年8月24日(岐阜県) 令和5年9月15日	電気給湯機(ヒートポンプ式)	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ヒートポンプユニットの側面に取り付けられた樹脂製電装カバーが焼損していたが、その他の外郭に焼損は認められなかった。 ○樹脂製電装カバー内側の端子台、リード線及び接続端子に出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板、圧縮機、リアクター、電磁コイル及びファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒートポンプユニットと貯湯ユニットをつなぐ給湯配管に取り付けられた他社製凍結防止ヒーターも焼損していたが、給湯配管に出火の痕跡は認められず、凍結防止ヒーターの詳細は不明であった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A202300535 令和5年8月21日(岐阜県) 令和5年9月15日	靴(ゴルフ用)	(重傷1名) ゴルフ場で当該製品を履いて踏み出したところ、転倒し、左手首を負傷した。	○使用者は、当該製品を履いて、ゴルフ場のラフ(芝が伸びた芝生面)の傾斜地を駆け下りる際に滑って転倒した。 ○当該製品はスパイクレスのゴルフシューズであり、使用者はこれまで当該事業者製のスパイク付きゴルフシューズを使用していたが、事故発生日当日に当該製品を初めて使用した。 ○当該製品の靴底に破損等の異常は認められなかった。 ○JIS T 8106:2016「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用し、耐滑性試験(湿潤、ステンレス床)を行ったところ、当該製品と同等品の動摩擦係数に大きな差異は認められなかった。 ○事故発生時のゴルフ場の路面の詳細な状況は不明であった。 ○当該型式品付属のラベルには、「ぬれた路面や滑りやすい場所での使用は転倒の危険がある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に不具合は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
33	A202300545 令和5年7月22日(山形県) 令和5年9月20日	除菌スプレー	(重傷1名) 当該製品を使用後、足を滑らせて転倒し、左手首を負傷した。	○使用者がフローリング上で当該製品を身体に直接噴霧して、歩こうとして一歩踏み出したところ、足が滑り転倒した。 ○当該製品は衣類や布製品に噴霧して使用する除菌スプレーである。 ○当該製品の噴霧状態及び噴霧した除菌剤が床面に付着した際の滑りやすさを確認したところ、異常はなく、同等品と差異は認められなかった。 ●当該製品を身体に直接噴霧した際に付近の床面に除菌剤が付着して滑りやすい状態となったため、踏み込んだ足が滑り転倒したものと推定される。 なお、本体表示には、「床や家具についた場合はすぐふき取る。滑りやすくなったりすることがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A202300551 令和5年8月20日(東京都) 令和5年9月21日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製の吹き出しグリル及びプロペラファンが焼失していた。 ○ファンモーターは樹脂製外郭が焼損していたが、内部の基板に焼損は認められなかった。 ○制御基板、圧縮機等、当該製品の電気部品は焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
35	A202300572 令和5年6月※不明(大阪府) 令和5年9月27日	運動器具(EMS機器)	(重傷1名) 当該製品を使用後、腫れが生じ、両足を負傷した。	○使用者が当該製品を3週間使用したところ、両足のふくらはぎを肉離れにより負傷した。 ○当該製品は、外観や操作ボタンに異常は認められなかった。 ○当該製品の最大出力電流及び最大出力電圧を測定したところ、異常は認められず、同等品と同じ値であった。 ○取扱説明書には、「使用中または、使用後に痛み、不快感、肌荒れ、発疹、赤み、かゆみ、やけど、炎症等の異常があらわれたりしたときは使用を中止し、医師に相談する。そのまま使用を続けると悪化するおそれがある。」、「長時間使用したりむやみに強くしたりしない。筋肉疲労や皮膚のヒリヒリ感、赤みの原因となることがある。」旨、記載している。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の最大出力電流及び最大出力電圧に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
36	A202300583 令和5年9月5日(三重県) 令和5年10月2日	電気ロースター(電気魚焼き器)	(火災) 当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はコンセントにつながった状態で屋外の棚の上に設置されており、最後に使用されたのは事故発生の10日前であった。 ○使用者は、最後に使用して3日後に雨よけの木箱を当該製品に被せたとの申出内容であった。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製部品は焼損してガラス製窓は破損していた。 ○タイマースイッチは接点や歯車等に異常は認められなかったが、回転軸が切位置まで戻らず固着しており、回転軸の軸受け部に腐食が認められた。 ○軸受け部等に潤滑剤を塗布したところ、タイマースイッチは正常に動作して回転軸が切位置まで戻った。 ○ドアスイッチは、2個のうち1個が確認できなかったが、確認できたドアスイッチの接点等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーターに破損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、電源を常時つけた状態で屋外に設置して使用されていたため、タイマースイッチの回転軸が腐食したことで、しゅう(摺)動抵抗が増えてタイマーが切れず、更に当該製品に木箱を被せていたため、木箱がヒーターで加熱されて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「屋外で使用しない。」、「燃えやすいものの近くで使用しない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A202300586 令和5年9月15日(神奈川県) 令和5年10月2日	ノートパソコン	(火災) 学校で当該製品を使用 中、当該製品を熔融する 火災が発生した。	○小学校の教室内で児童が授業で使用している当該製品から臭気及び白煙が生じた。 ○当該製品は、教材として児童に配布されたもので、事故発生時、児童の机の上でスリープ状態であった。 ○当該製品は、本体のUSBコネクタ内部の電源ピンが一部で変形、熔融していたが、その他の部分に焼損、変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品の動作を確認したところ、動作に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、USBコネクタ内部に導電性異物が侵入して電源ピンと金属製外枠が短絡し、異常発熱した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
38	A202300588 令和5年9月14日(愛知県) 令和5年10月3日	エアコン	(火災) 異音が生じたため確認する と、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生して いた。	○事故発生時、当該製品の電源は切られていた。 ○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製外郭は熔融して、電気部品の一部は脱落していた。 ○制御基板に部品の脱落や基板の欠損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○端子台、電源プラグ、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
39	A202300608 令和5年9月9日(東京都) 令和5年10月6日	コンセント	(火災) 当該製品に電気製品を接 続して使用中、当該製品 から発煙する火災が発生 した。	○当該製品は、背面の屋内配線接続口が焼損し、内部の錠ばねが刃受金具及び屋内配線との接触部で熔融していた。 ○熔融部から、当該製品に含まれていない塩素及びカルシウムが検出された。 ○錠ばね及び刃受金具に変形は認められなかった。 ○当該製品の他の部分に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の刃受金具と屋内配線間に異物が侵入したことにより接触不良となり、錠ばねに通電して異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A202300637 令和5年9月28日(大阪府) 令和5年10月24日	電気掃除機	(火災) 当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源プラグがコンセントに接続されていたが本体の電源スイッチはオフであった。 ○当該製品の樹脂製外郭に一部焼損が認められたが、本体部からの出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードは2か所で断線しており、いずれの箇所にも溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。 ○電源コードの断線箇所間の一部分は体重計と収納ケースの下敷きになっており、電源コードの一部分の被覆は焼失していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
41	A202300651 令和5年10月22日(東京都) 令和5年10月27日	LEDランプ(電球型)	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生日の18日前に、当該製品は集合住宅の管理人によってHID用照明器具に取り付けられた。 ○当該製品は口金部と電球部が焼損により分裂した状態で、口金内部の樹脂が焼損していた。 ○当該製品の基板はフィルムコンデンサー付近の焼損が著しく、フィルムコンデンサーは一方のリード線が溶断して、基板から脱落していた。 ●当該製品をHID用照明器具へ取り付けただため、HID用安定器から当該製品の基板に過電圧が加わり、フィルムコンデンサーが短絡して異常発熱し、焼損したものと推定される。 なお、当該製品の個装箱には、「HIDランプ用器具では絶対に使用しない。」旨、記載されている。	
42	A202300658 令和5年9月10日(滋賀県) 令和5年10月31日	ウォーターサーバー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損しており、底板を除いて樹脂部分の大部分が溶融、焼失していた。 ○制御基板、圧縮機、ヒーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、電源プラグから本体までの中間地点で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A202300660 令和5年9月25日(東京都) 令和5年10月31日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は3階建て集合住宅屋上部にある住居の玄関外に設置されており、事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品の外観及び内部の洗濯槽は、上部が著しく焼損していた。 ○モーター起動用コンデンサー、洗濯モーター等、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
44	A202300665 令和5年10月21日(茨城県) 令和5年11月2日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の庫内で可燃物(布巾)が焼損し、取り出そうとしたところ、可燃物(布巾)が落下、周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、冷凍されたパンを解凍するために、綿製布巾をパンにかぶせ、当該製品で調理中に発煙したため、扉を開けたところ、庫内の発火物が下に落ちて周辺を焼損した。 ○当該製品は、グリル機能及びオープン機能を備えた多機能レンジである。 ○当該製品の的外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○庫内にあった綿製布巾及び調理物が焼損していた。 ○使用者によれば、解凍モードで調理したとの申出内容であったが、事故時の当該製品のディスプレイ表示はグリルモードを示していた。 ○事故発生後も当該製品は使用可能であり、動作確認を行った結果、各機能の動作に異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められず、使用者が庫内に綿製布巾をかぶせた調理物を置き、操作時に誤ってグリル機能で調理を開始したため、庫内上部のヒーターに近接していた布巾が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「庫内で発煙、発火した場合はドアを開けない。ドアを開けると勢いよく燃え、火災の原因になる。」、「加熱しすぎによる発火を防ぐため、調理中は時々庫内を確認する。」旨、記載されている。	
45	A202300674 令和5年10月11日(滋賀県) 令和5年11月6日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグをコンセントに接続しようとしたところ、スパークが発生しコンセント直下の壁紙に火がついたとの申出内容であった。 ○当該製品の外郭、庫内及び電源コードに焼損は認められなかった。 ○電源プラグに焼損は認められず、栓刃先端に僅かにスパーク痕が認められた。 ○当該製品を接続していたコンセント周辺に焼損は認められず、電源プラグを接続した際に刃受金具の緩みはなかった。 ○当該製品は事故発生後も使用されていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A202300683 令和5年10月13日(群馬県) 令和5年11月9日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、火災 警報器が鳴動したため確 認すると、当該製品の庫 内の食品を焼損する火災 が発生していた。	○当該製品を700Wで4分に設定し、調理物(小さめのさつまいも)を加熱中、側を離れていたところ本体庫内から発煙していたとの申出内容であった。 ○当該製品の庫内は調理物の炭化及び炭化による庫内の汚損が認められたが、当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品内部のマグネトロン、トランス、ドアスイッチ等の電気部品に焼損及び異常発熱した痕跡は認められず、電流ヒューズも切れていなかった。 ○当該製品を運転したところ、正常に動作、加熱した。 ●当該製品に異常は認められず、食材が著しく炭化していることから、食材を過加熱したことにより発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「調理中はその場を離れない。食材が発煙・発火することがあるので注意する。繊維質の多い食材は発火することがあるので、加熱し過ぎないなど注意して調理する。」旨、記載されている。	
47	A202300690 令和5年11月6日(兵庫県) 令和5年11月13日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品の電源プラグを溶融 し、周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、電源コードの電源プラグ根元付近の箇所焼損が認められ、本体側に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードを正常品に付け替えて本体を動作させたところ、正常に動作した。 ○電源コードの焼損部は、片極が断線しており、断線部の端部に溶融痕が認められ、断線部付近の素線にねじれが認められた。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードの電源プラグ根元付近の芯線に屈曲、引っ張り等の機械的ストレスが繰り返し加わったため芯線が半断線状態となり、異常発熱及びスパークしたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
48	A202300712 令和5年10月10日(和歌山県) 令和5年11月20日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 店舗で当該製品のバッテ リーを交換中、当該製品 から発煙する火災が発生 した。	○修理作業者が当該製品のバッテリー交換作業中に樹脂製のヘラを数回バッテリーと本体の隙間に差し込んだところ、炎が出たとの申出内容であった。 ○当該製品内部の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーの電極体は、ヘラによる外力が加わったとみられる箇所、外周から複数の層に穴空きが認められた。 ○修理作業者は、輸入事業者から提供されているサービスマニュアルに記載のない方法でバッテリーの取り外し作業を行っていた。 ●当該製品は、修理作業者がサービスマニュアルと異なる方法でバッテリー交換を実施したため、バッテリーに外力が加わったことで損傷し、異常発熱して発煙したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A202300730 令和5年11月17日(京都府) 令和5年11月24日	ノートパソコン	(火災) 学校で当該製品のACアダプターを溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体はACアダプターに接続されておらず、焼損等の異常は認められなかった。 ○ACアダプター本体のDCコード接続部付近の外郭樹脂及びコード被覆に焼損が認められた。 ○焼損したコードの芯線に溶融痕等の異常は認められなかったが、芯線の一部に断線が認められた。 ○ACアダプターの他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のACアダプターは、DCコードの被覆の一部が過度な外力により損傷しプラスの電線とマイナスの電線が接触し短絡したことで焼損した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
50	A202300781 令和5年10月28日(東京都) 令和5年12月6日	光回線終端装置(ルーター付、パソコン周辺機器)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、他社製ルーター基板を内蔵したルーター機能を備える光回線終端装置である。 ○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製外郭が焼失していたが、内部の基板及び接続されていたACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に内蔵されている他社製ルーター基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品は周辺に複数の電気製品が置かれており、それらの電気製品はいずれも著しく焼損していたが、事業者名、型式等の情報は入手できず、詳細は確認できなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300797と同一事故)
51	A202300789 令和5年11月25日(兵庫県) 令和5年12月8日	延長コード	(火災、軽傷1名) 当該製品にドライヤーを接続して使用後、異音と異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が火傷を負った。	○当該製品に接続していたドライヤーの電源スイッチを切った後に、「パチパチ」という音と焦げ臭いにおいがし、当該製品本体から煙が上がっていた。 ○事故発生の1週間程前から、ドライヤーの電源プラグを抜く際、当該製品のマルチタップ部やコードに発熱が認められるようになった。 ○マルチタップ側のコードプロテクターが、付け根付近で焼損しており、焼損部で芯線が両極とも断線し、溶融痕が認められた。 ○芯線と刃受金具を接続するかしめ部に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、コードプロテクター部に過度な外力が加わり、芯線が半断線したため、異常発熱し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A202300797 令和5年10月28日(東京都) 令和5年12月11日	ルーター(パソコン周辺機器)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、他社製光回線終端装置に内蔵されているルーター基板である。 ○当該製品は焼損していたが、基材に欠損、穴空き等の異常は認められず、基板上の電流ヒューズは切れていなかった。 ○他社製光回線終端装置は全体的に焼損しており、樹脂製外郭が焼失していたが、内部の基板及び接続されていたACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品は周辺に複数の電気製品が置かれており、それらの電気製品はいずれも著しく焼損していたが、事業者名、型式等の情報は入手できず、詳細は確認できなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300781と同一事故)